

## 様式4

## 避難所運営委員会運営規約（案）

（目的）

第1条 自主的で円滑な避難所の運営が行われることを目的として、\_\_\_\_\_避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（役員）

第2条 委員会には、会長1名、副会長\_\_\_\_名を置く。

2 会長は、委員会の業務を統括し、副会長は、会長を補佐する。

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 避難者で編成する組の代表者
- (4) 第4条第1項に掲げる班の代表者
- (5) 市担当者
- (6) 施設管理者

（任務）

第4条 委員会は、避難所の具体的な業務を遂行するため、避難所で構成する第1号から第9号に掲げる運営班を置く。

- (1) 総務班
- (2) 名簿班
- (3) 食料班
- (4) 物資班
- (5) 救護班
- (6) 衛生班
- (7) 連絡・広報班
- (8) 誘導班
- (9) その他委員会が必要と認める班

（総務班の業務）

第5条 総務班は、主として近江八幡市災害対策本部との連絡調整事項の整理、避難所の管理、外国人への対応の総括、ボランティアの受入れ、報道機関対応への協力及び避難者の総合的な相談窓口の設置、その他、他の班の業務に属さないことを行う。

2 総務班は、委員会の会議の事務局を務める。

（名簿班の業務）

第6条 名簿班は、避難者の名簿の作成・管理、安否確認への対応、郵便の取次に関するものを行う。

2 名簿班は、近隣の在宅被災者の把握に努める。

（食料班の業務）

第7条 食料班は、避難所の食料・飲料水・食材の調達、受入れ、管理、配布に関するものを行う。

2 食料・飲料水の配布は、公平性の確保に配慮して行う。

3 配布は、組ごとに行うことを原則とする。

4 要配慮者用等の特別なニーズがある食料については、個別に対応する。

5 避難者以外の近隣の在宅被災者にも等しく食料・飲料水を配布する。

(物資班の業務)

第8条 物資班は、避難所の物資の調達、受入れ、管理、配布に関するを行う。

- 2 物資の配布は、公平性の確保に配慮して行う。
- 3 配布は、組ごとに行うことを原則とする。
- 4 要配慮者用等の特別なニーズがある物資については、個別に対応する。
- 5 避難者以外の近隣の在宅被災者にも等しく物資を配布する。

(救護班の業務)

第9条 救護班は、救護及び介護活動等に関するを行う。

- 2 救護班は、要配慮者等の当別なニーズのある避難者への支援を行う。
- 3 救護班は、避難所内の孤児となった子ども保育などの対応を行う。

(衛生班の業務)

第10条 衛生班は、健康管理、ペット及び生活用水に関するを行う。

- 2 衛生班は、避難所内の子どもの保育などの対応を行う。
- 3 避難所施設の衛生管理を行う。

(連絡・広報班の業務)

第11条 連絡・広報班は、情報の収集・発信・伝達、電話の問い合わせ及び避難者の呼び出しに関するを行う。

- 2 連絡・広報班は、委員会の決定事項及び各運営班並びに市担当者からの連絡事項を避難者等に伝達する。
- 3 連絡・広報班は、避難者間の情報伝達が円滑に図れるように、伝言板を設ける。

(誘導班の業務)

第12条 誘導班は、避難所周辺の交通整理を行う。

- 2 誘導班は、避難者及び来訪者に対し、避難所の各窓口への誘導及び案内を行う。

(会議の開催)

第13条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、避難所の運営に必要な事項を協議するため、毎日、午前\_\_\_\_時と午後\_\_\_\_時に定例会議を開催する。ただし、必要に応じて臨時会議を開催することができる。

(会議への出席)

第14条 会議は第3条に掲げる者が出席する。ただし、第3条第3号に掲げる者が多い時には、互選により会議への出席者を選ぶことができるものとし、第4条に掲げる班の代表者は、班長班長または副班長の原則1名が出席するものとする。

- 2 委員会で承認されたときは、自治会、自主防災会等の役員や継続的に活動するボランティア団体のリーダーは、委員会に出席し意見を述べるることができる。

(廃止)

第15条 委員会は、避難所閉鎖の日をもって廃止する。

(その他)

第16条 この規約にない事項及び規定された事項に疑義が生じた場合は、その都度、委員会で協議して決定するものとする。

附 則

この規約は、 年 月 日から施行する。